

## OECD : Pensions at a Glance2013 における 年金給付の所得代替率について

- OECD では、各国の年金制度を比較するため各種の指標を整備するとともに、各国で行われた制度改革の状況等を反映し、定期的にデータ更新を行っている。
- 2013 年 11 月 26 日に、2012 年までに行われた改革を反映した新たなヴァージョン（Pensions at a Glance2013）が公表された。
- 代表的な指標である所得代替率（年金給付額／現役期の報酬額）については、以下のとおりとなっている。

	日	米	英	独	仏	伊	加	スウェーデン	OECD 平均
義務加入年金の所得代替率	<b>35.6</b> <b>(40.8)</b>	38.3 (44.8)	32.6 (38.0)	42.0 (55.3)	58.8 (71.4)	71.2 (78.2)	39.2 (50.6)	55.6 (55.3)	54.0 (64.2)
うち、公的年金	<b>35.6</b> <b>(40.8)</b>	38.3 (44.8)	32.6 (38.0)	42.0 (55.3)	58.8 (71.4)	71.2 (78.2)	39.2 (50.6)	33.9 (33.7)	40.6 (48.8)
うち、義務的な私的年金	—	—	—	—	—	—	—	21.7 (21.5)	—

上・・・総所得代替率（税・社会保険料控除前の年金額／税・社会保険料控除前の報酬額）

下（カッコ内）・・・純所得代替率（税・社会保険料控除後の年金額／税・社会保険料控除後の報酬額）

【このデータに関する留意点】

- ① 20歳で労働市場に参入し、標準的な支給開始年齢までの間、平均賃金で就労した者が受け取る年金額（本人分のみで配偶者に支給される年金は含まない）について算出したもの
- ② 2012年までに法制化され、段階的に導入される予定の改革については、既に導入済みとして算定（我が国については、マクロ経済スライド調整が完了した後の水準となっている）  
※平成21年財政検証に基づくスライド調整の割合から逆算すると、マクロ経済スライド発動前の現時点の年金水準は、これより7%ポイント程度高いと推計  

（厚生労働省年金局による推計）

【我が国が財政検証で示している所得代替率との違い】

- ① 対象となる年金：本人（基礎年金+報酬比例部分）及び配偶者（基礎年金）（OECDは本人のみ）
- ② 加入期間：20-60歳までの40年間（OECDは20-65歳までの45年間）
- ③ 分子と分母：分子は税・社会保険料控除前の年金額  
分母は税・社会保険料控除後の報酬額  
（OECD：総所得代替率は年金額、報酬額いずれも税・社会保険料控除前  
純所得代替率は年金額、報酬額いずれも税・社会保険料控除後）
- ④ 法制化された給付算定ルールが制度の持続可能性の観点から見直しが必要であるかどうかについては考慮されていない（あくまでも現時点での法制化されている給付算定ルールに基づく算定）
- ⑤ 国によっては、法定の支給開始年齢前に労働市場を離れる実態もみられ、その場合は年金水準も下がると考えられるがここでは各国ともそれぞれの国で法定されている（引上げが決まっている国については、引上げ後の）支給開始年齢まで就労した仮定で揃えて算出されている